

三菱UFJ年金ニュース 特別版

最近の年金関連トピックス

2024年4月

目次

本資料掲載のトピックス	…2
1. 公的年金及び企業年金制度関連	
1-1. 社会保障審議会「第7回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催	…5
1-2. 日本とイタリアとの社会保障協定が2024年4月に発効	…8
1-3. 公的年金の2024年度の年金額改定について	…9
1-4. 金融審「市場制度ワーキング・グループ(第26回)」および 「顧客本位タスクフォース(第6回)」合同会合	…10
1-5. 第31回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	…12
1-6. 第12回社会保障審議会年金部会の開催について	…15
1-7. 第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	…19
1-8. 第32回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	…21
1-9. 第2回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	…24
1-10. 第1回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について	…26
1-11. 2024年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の改正について	…29
1-12. 第13回社会保障審議会年金部会の開催について	…30
1-13. 第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	…33
2. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2024年1月～3月)	…36

本資料掲載のトピックス

《第12回 社会保障審議会年金部会の開催について》 ⇒ P.15

これまでの財政検証の経済前提について

- 現在の経済前提の設定の枠組みが導入された2004年財政再計算以降、年金財政において重要な要素である「実質賃金上昇率(対物価)」と「実質的な運用利回り(対賃金)」について長期の前提と実績(2001年～2021年度)と比較すると、実質賃金上昇率(対物価)は、実績より高く、実質的な運用利回り(対賃金)は、実績より低く設定されてきた
- 全要素生産性上昇率や労働生産性上昇率については、長期の実績はおおむね前提の範囲に入っているものの、範囲の中では実績は低めに位置していた

	令和元年財政検証	実績 (2001～2021年度平均)
実質賃金上昇率(対物価)	0.4%～1.6%[1.1%]	▲0.3%
実質的な運用利回り(対賃金)	0.4%～1.7%[1.7%]	3.9%
全要素生産性(TFP)上昇率	0.3%～1.3%[0.9%]	0.7%
労働生産性上昇率	0.5%～2.0%[1.4%]	0.9%

[]内はケースⅢの数値

出所:厚生労働省「第12回社会保障審議会年金部会」資料1-2

経済モデルの建て方

これまでの財政検証において長期の経済前提を設定する際に用いられてきたマクロ経済に関する試算に基づく設定方法を今回も用いる

次期財政検証のオプション試算について

オプション試算は次の内容について行う

- 年金部会等で見直しの議論がされており、改正後の姿が想定でき、試算を行うための制度の前提を設定することができるもの
- 年金財政に対して、一定程度影響があると見込まれるもの

《第32回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について》 ⇒ P.21

「健全化法への対応」「議論の中間整理」について議論

「健全化法への対応について」および「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理(案)」に関して事務局より説明があり、議論がなされた

- 健全化法附則第2条において、法施行後10年を経過する日(2024年3月31日)までに存続5基金の解散等について検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるとされている
- 現存する5基金は代行割れが懸念される状況にはない

10年経過が目前

- 現存する基金を存続させる場合の懸念点(異なる制度を管理することによる行政コスト等)
- 現存する基金を廃止させる場合の懸念点(財産権等を侵害するリスク等)などを踏まえて、今後の対応を検討

出所:厚生労働省社会保障審議会「第32回社会保障審議会企業年金・個人年金部会」資料1

本資料掲載のトピックス

《第32回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について》 ⇒ P.21

企業年金・個人年金部会における議論の中間整理(案)

- ✓ 2023年度の企業年金・個人年金部会での「議論が整理(案)」が以下のとおり示されました。
- ✓ 次期制度改革・税制改正に向け、今年度の部会で、各論点について更に深掘りしつつ、議論が行われていきます

視点1

- 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築
 - ① 拠出のあり方、② 給付のあり方、③ iDeCo加入可能年齢の引上げ
 - ④ iDeCo受給開始可能年齢の引上げ、⑤ 特別法人税等

視点2

- 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備
 - ① 私的年金の普及拡大、② iDeCoプラスの要件見直し、③ 簡易型DC
 - ④ 手続きの簡素化、⑤ ポータビリティの拡充等

視点3

- 制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備
(資産運用立国実現プランを踏まえて)
 - (1) DB・DC共通の課題
 - ① 加入者のための見える化の充実、② DB・DCのガバナンス強化
 - (2) DB制度の環境整備
 - ① DBの運用力の向上、② DBの加入者のための運用の見える化
 - ③ その他
(給付減額判定基準、保証期間の上限、非継続基準の予定利率のあり方)
 - (3) DC制度の環境整備
 - ① 運営管理機関、事業主、加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選定
 - ② DCの加入者のための運用の見える化、③ 投資教育の充実
 - ④ 指定運用方法の見直し、⑤ 自動移換等

1. 公的年金及び企業年金制度関連

1-1. 社会保障審議会「第7回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催

- 12月27日、社会保障審議会 第7回「年金財政における経済前提に関する専門委員会」が開催
- 2024年公的年金財政検証に向けて、前回の検討作業班の報告を基に「年金部会への議論の経過報告」の取りまとめが行われた
- 今回の専門委員会です承された報告書は、年明けの年金部会に報告される予定

～以下、メールマガジン「社会保障審議会「第7回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催」
転載～【配信日】2023年12月28日

12月27日、社会保障審議会「第7回 年金財政における経済前提に関する専門委員会(※1)」(以下、専門委員会)が開催されました。

2024年公的年金財政検証に向けて、前回の検討作業班(※2) (以下、作業班)の報告を基に「年金部会への議論の経過報告」の取りまとめが行われました。

報告書は今回の専門委員会です承され、年明けの年金部会に報告される予定です。

今回の議論の主な内容は以下のとおりです。

<今回の議題>

○年金財政における経済前提のあり方について
「専門委員会における議論の経過報告」

【基本的な考え方】

- ・財政検証結果は、将来の状況を正確に見通す予測(forecast)ではなく、現時点で得られるデータを将来の年金財政に投影(projection)するものであり、複数のシナリオを幅広く設定し、幅を持って解釈する必要がある
- ・財政検証は100年にわたる超長期の推計であり、足下の一時的な変動にとらわれず、超長期の視点に立ち妥当と考えられる範囲で設定する必要がある
- ・長期の姿を描く財政検証の性質を踏まえ、運用利回りの前提は短期的な時価変動を平滑化したものと整理し、積立金も平滑化したものを使うことが望ましい

【これまでの経済前提と実績値との比較】

- ・公的年金は収入・支出共に長期的には賃金上昇率に従って変動する仕組みで年金財政に影響を与えるのは収入・支出で賃金上昇に連動しない部分であり、「実質賃金上昇率」と「実質的な運用利回り(スプレッド)」が重要
- ・これまで設定した経済前提を2001～2021年度平均実績と比較すると「実質賃金上昇率」は実績より高く、「実質的な運用利回り(スプレッド)」は実績より低く設定されていた
- ・全要素生産性(以下、TFP)(※3)上昇率や労働生産性上昇率の実績も、低めに位置していたことに留意が必要

1-1. 社会保障審議会「第7回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催

【経済モデルの建て方】

- ・これまでの財政検証に用いられてきたマクロ経済に関する試算の基本的な枠組み(経済モデルの建て方)は、今回も同様の手法を用いる
- ・ただし、状況変化等を踏まえ改善が可能と考えられる点は改善を行う(今回の主な改善点)
- ・総投資率は、利潤率の変化に一定のタイムラグを置いて同様に变化する動きが確認されたため、利潤率を説明変数とする回帰式により設定する方式に見直すことが適当
- ・利潤率については、資本と労働への分配という観点を踏まえ、GDPから「生産・輸入品に課される税-補助金」を控除する計算式に変更することが適当
- ・異常値の排除には恣意性が入る余地があり、新型コロナウイルスの影響下のデータを除外せずに使用することが適当

【パラメータの設定等】

- ・経済モデルに投入するパラメータは、前回同様に過去30年のデータを用いて設定することを原則とする。
- ・TFP上昇率の設定は過去30年間の実績を踏まえ内閣府の中長期試算(※4)や足下のTFP上昇率との接続を意識して幅広く複数ケース設定することが適当
- ・労働投入量も労働需給推計を基に、前回同様に幅広く設定することが適当
- ・資本分配率と資本減耗率について、前はバブルを含む30年平均と過去10年平均実績の2パターンをケースに応じて使い分けたが、今回は過去30年からバブル期が外れるため全ケース共過去30年平均の実績で設定することが適当
- ・長期の運用利回りは、前回同様にGPIFの運用実績を基に設定することが適当
- ・実質賃金上昇率と労働生産性上昇率の乖離については、デフレーター作成方法の違いが主要因
- ・この作成方法の違いは実質賃金上昇率にマイナスの影響を与えていることが確認されたため、前回同様に将来にわたり続くことを考慮することが適当

【足元の経済前提の設定】

- ・足元と長期の経済前提の接続について、TFP上昇率、労働投入量、物価上昇率に加え、今回は実質賃金上昇率と実質的な運用利回りの整合性も接続させるべき

【経済変動を仮定するケースの設定】

- ・マクロ経済スライドの効果が検証できるよう、前回同様に経済変動を仮定するケースを設定することが適当
- ・国際人口移動の経済前提への影響は、限定的であることが確認できたが、どのように取り扱うかは検討していくべき課題である

1-1. 社会保障審議会「第7回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催

【具体的な経済前提の設定】

- ・パラメータ等の具体的な設定については、今後公表予定の労働力需給推計や中長期の経済試算等を踏まえて改めて本専門委員会で議論を行い、年金部会に報告することとする

＜出席委員からの主な意見＞

- ・年金部会への報告に際しては、なぜこのような経済前提とするかについて、データに基づく丁寧な説明が必要
- ・最終的に国民に報告する際は、経済前提の前回(2019年)との違いを明確に分かりやすく伝えることが大事(総投資率や利潤率の算出方法等)
- ・経済前提は超長期にわたるため様々なリスクがあり、短期的にはブレが発生し得ることを正しく認識する必要がある
- ・労働生産性と実質賃金の推移や実質運用利回りの各国比較は、今回初めて示されたものであるが大変有意義な資料である。GPIFの運用状況が諸外国と比較しても同様のものであることは広く国民にも伝えることが必要

＜今後の予定について＞

- ・次回の専門委員会の開催時期等は明らかにされていませんが、本日の専門委員会で了承された報告書については、年明けの年金部会で報告されるとのことです。
2024年財政検証に向けて、経済前提の具体的なパラメータ値の設定について、引き続き議論が行われていく見込みです。

※1:本専門委員会は、2024年公的年金財政検証における経済前提等について、年金部会での審議に資するため専門的・技術的な事項について検討を行うために年金部会の下に設置されたもの

※2:検討作業班は、経済前提の設定について技術的な検討を行うために専門委員会の下に設置されたもの

※3:全要素生産性(TFP:Total Factor Productivity)とは、経済成長(GDP成長)を生み出す要因のうち資本、労働以外の要因で技術革新・業務効率化・規制緩和・ブランド価値等をさす

※4:「中長期の経済財政に関する試算」は、今後10年程度の日本の経済財政の展望を示すもので、内閣府が年2回(1月と7月)「経済財政諮問会議」で公表

＜ご参考資料＞

○社会保障審議会「第7回 年金財政における経済前提に関する専門委員会」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37073.html

1-2. 日本とイタリアとの社会保障協定が2024年4月に発効

- 1月12日、「日・イタリア社会保障協定」の効力発生のための外交上の公文を交換
- 協定発効日は2024年4月1日

～以下、メールマガジン「日本とイタリアとの社会保障協定が2024年4月に発効」転載～
【配信日】2024年1月15日

1月12日、「社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定（日・イタリア社会保障協定）」（2009年2月6日に両国間で署名）の効力発生のための外交上の公文の交換が東京で行われました。これにより、本協定は2024年4月1日に効力を生ずることとなります。

【日・イタリア社会保障協定の内容】

従来、日・イタリア両国からそれぞれの相手国に一時的に派遣される駐在員等は、日・イタリア両国の年金制度に二重で加入することが義務付けられており、企業及び駐在員等においては保険料の二重負担が生じていましたが、本協定により次のように改善されます。

- (1)本協定は、両国の「公的年金制度（日本では国民年金・厚生年金保険）」を対象とします。
- (2)派遣期間が5年以内の見込みの駐在員等は、原則として派遣元国の年金制度にのみ加入すればよいこととなります。
- (3)これにより、企業及び駐在員等の負担が軽減され、日本・イタリア両国の人的・経済的交流が一層促進することが期待されます
- (4)日・イタリア社会保障協定は、わが国にとって23番目の協定となります。

【協定発効日】2024年4月1日

<ご参考資料>

○外務省「日・イタリア社会保障協定の効力発生のための外交上の公文の交換」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00205.html

○外務省「日・イタリア社会保障協定」の概要

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_44_gai.pdf

○協定書「社会保障に関する日本国とイタリアとの間の協定」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_44.pdf

○外務省「社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_44.html

○日本の社会保障協定締結国の一覧表（弊社作成資料）

https://i02.smp.ne.jp/u/mutb_img/shakaihoshokyoutei20240112.pdf

（一定時間でURL先のファイルを削除いたします。ご了承下さい）

1-3. 公的年金の2024年度の年金額改定について

- 厚生労働省は、公的年金の2024年度の年金額を2023年度の額から、2.7%引き上げることを公表

～以下、メールマガジン「公的年金の2024年度の年金額改定について」転載～
【配信日】2024年1月23日

1月19日、厚生労働省は総務省による2023年平均の全国消費者物価指数の公表を受け、公的年金の2024年度の年金額を、2023年度の額から2.7%引き上げることを公表しました(※1)。

公的年金の年金額は、毎年、物価や賃金の変動率等に応じて改定されます。

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率(3.1% * 1)を用いて改定されることとなります。

このため、2024年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(3.1% * 1)を用いて改定します。

また、2024年度のマクロ経済スライド(※2)による調整(▲0.4% * 2)が行われます。

よって、2024年度の年金額の改定率は、2.7%となります

* 1:名目手取り賃金変動率(3.1%)

=実質賃金変動率(▲0.1%) + 物価変動率(3.2%) + 可処分所得割合変化率(0.0%)

* 2:マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.4%)

=公的年金被保険者総数の変動率(▲0.1%) + 平均余命の伸び率(▲0.3%)

(ご参考)

※1 厚生労働省「令和6年度の年金額改定についてお知らせします。」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001040881.pdf>

※2 マクロ経済スライドとは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、年金額を自動的に調整する仕組みのことです。年金額の改定率は、物価・賃金の変動率からスライド調整率を控除することによって算出されます。

1-4. 金融審「市場制度ワーキング・グループ(第26回)」 および「顧客本位タスクフォース(第6回)」合同会合

- 1月26日、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」および「顧客本位タスクフォース」の合同会合が実施
- 昨年11月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の中に盛り込まれた「基本方針(案)」および「機構設立」に関して議論

～以下、メールマガジン「金融審「市場制度ワーキング・グループ(第26回)」および「顧客本位タスクフォース(第6回)」合同会合」転載～【配信日】2024年1月30日

1月26日に金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」および「顧客本位タスクフォース」の合同会合が実施されました。

(1)開催背景等

昨年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました。

その中に「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本方針(以下:基本方針)の策定」や「金融経済教育推進機構設立(以下:機構)」などが盛り込まれています。今回は事務局より提示された「基本方針(案)」および「機構設立」に関して、以下のような議論が行われています。

(2)安定的な資産形成の支援に関する基本方針案(案)について

①基本方針(案)への記載内容(企業年金関連のみ記載)

- ・顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う体制の構築について、金融事業者をモニタリング。
- ・大手金融機関Gの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実構成確保を促進。
- ・アセットオーナーの運用・ガバナンスシルク管理に係る共通の原則を策定。
- ・そのほか「資産運用立国実現プラン」に着実に取り組む。

②基本方針(案)に対する委員からの主なコメント

- ・「健全で質の高い金融商品や、家計金融資産の有効活用により、公正で持続的な社会の実現に貢献することができる」と記載あるが、このような認識が広まっていくことが望ましい。
- ・何を基本方針として掲げるのかが重要。これが目的になり、定性・定量の目標の基となる。自助努力と公助、行政と民間の役割分担などに対する基本方針が盛り込まれるとよいと思う。

1-4. 金融審「市場制度ワーキング・グループ(第26回)」 および「顧客本位タスクフォース(第6回)」合同会合

(3) 金融経済教育推進機構について

当該機構については「講師派遣事業」「個別相談事業」「イベント・セミナー事業」、「認定アドバイザー事業」を主要な事業とするとされています。今回の会合では「認定アドバイザー事業」を中心に以下コメントがございました。

- ・認定アドバイザーについては、中立性と専門性がある程度トレードオフとなる事は否めない。中立性を有しない業者によるアドバイスについても、適切な利益相反管理がある前提で、引続き重要であり、基本方針に記述されたい。
- ・認定アドバイザーによる教育だけでは、「金融教育をうけた」という層が20%となるような目標を達成することは困難。利益相反の開示をしっかりとすることを前提に、金融機関が金融教育をする際のガイドラインを提示することや、金融機関での標準資料活用などを検討されたい。
- ・認定アドバイザーの資格要件は、制度が信用に足るかどうかの根幹にかかわる。開示によるガバナンスの実効性や利用者に情報開示の確認という負担を負わせること、顧客の立場に立った中立性の観点から、現時点では金融機関を認めるべきではない。
- ・職域での金融経済教育のセミナーは、企業からの適切なヒアリングを行うことで、プログラムを確定することが可能となり、より効果的な教育が実施できる。
企業においても、積極的に従業員への金融教育の実施状況を公表していくことが必要。
- ・地方や中小にも継続的な教育機会を提供することが重要。経営者に金融経済教育の必要性を訴求するアプローチが必要。
- ・企業年金がない中小やフリーランスにも焦点をあてていただきたい。社会保険も重要で、社会保険教育との連携も必要。

なお、基本方針案については、今回の議論を踏まえ、金融審議総会に提出がなされ、政府として基本方針が策定される見込みです。

【資料等】

市場制度ワーキング・グループ(第26回)・「顧客本位タスクフォース(第6回)」合同会合 議事次第

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/siryuu/20240126.html

1-5. 第31回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

- 1月29日、第31回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催
- 「健全化法への対応」「iDeCo加入可能年齢の引上げ」についての議論と、「金商法等の改正及び資産運用立国」についての報告がなされた

～以下、メールマガジン「第31回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について」転載～
【配信日】2024年1月30日

1月29日に第31回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会(以下、企・個部会)が開催され、「健全化法への対応」「iDeCo加入可能年齢の引上げ」についての議論と、「金商法等の改正及び資産運用立国」についての報告が行われました。

議論と報告の主な内容についてお伝えします。

<今回の議題>

- (1)健全化法への対応について
- (2)視点1～視点3の追加の議論について(iDeCo加入可能年齢の引上げ)
- (3)金融商品取引法等の一部を改正する法律及び資産運用立国について(報告)

<主な内容>(事務局からの説明内容)

(1)健全化法への対応について

- ・「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が2014年4月に施行
- ・厚生年金基金存続要件は、毎年度決算において純資産(時価)が、①最低責任準備金の1.5倍以上、又は②非継続基準による要積立額以上
- ・現在存続する5基金のうち1基金は代行返上を予定
- ・存続する5基金は全て、存続要件を満たし、母体企業の経営状況も黒字であり、掛金の滞納状況もなく、いずれも適正に運営されている
- ・健全化法は健全な基金への強制命令規定はなく、健全な基金まで解散すべきとは考えられていない

<論点>

- ・現存5基金は代行割れ懸念はないが、健全化法施行後10年が経過し存続させる場合と廃止させる場合の懸念点を踏まえ、今後の対応をどのように考えるか

(2)視点1～視点3の追加の議論について(iDeCo加入可能年齢の引上げ)

- ・iDeCo加入要件は国民年金被保険者であることで、加入可能年齢は、
 - ①第1号被保険者:60歳未満、
 - ②第2号被保険者:65歳未満、
 - ③第3号被保険者(専業主婦(夫))は60歳未満、
 - ④任意加入被保険者:65歳未満、となっている
- ・「資産所得倍増プラン」にiDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げることが明記(第2の柱)されたことを踏まえて所要の法制上の措置を講じるもの

1-5. 第31回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

<論点>

・以下の場合にiDeCo加入を認めることについて公的年金との関係をどう考えるか

- ①保険料納付済期間等が480月を超え60歳以降国民年金被保険者になれない場合
- ②60歳以降で老齢基礎年金の受給権を有するが国民年金に任意加入していない場合
- ③既に老齢基礎年金の受給を開始している場合
- ④60歳以降で老齢基礎年金の受給権を有していない場合

(3)金融商品取引法等の一部を改正する法律及び資産運用立国について(報告)

①金融商品取引法等の一部を改正する法律

- ・企業年金関係者に対しても顧客等の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行すべき旨の義務が「金融サービスの提供に関する法律(以下、金サ法)」に法定化
- ・本法律に基づく指導監督規定はなく罰則規定もないため、指導監督は従来の枠組みに基づき厚労省が行う(各制度毎の個別法に基づく指導監督)
- ・私的年金は現行法令等で加入者等の利益のため忠実義務等が規定されており、現行の忠実義務等対応を定着・底上げするために横断的に法律で明記するもの

②安定的な資産形成の支援に関する基本方針(案)

- ・金サ法第82条に基づき国民の安定的な資産形成支援の基本方針を規程
- ・iDeCoの拠出限度額引上げ、加入可能年齢の引上げ等の検討を実施
- ・私的年金の普及推進(職域での従業員向け教育の支援と私的年金の広報等)

③資産運用立国実現プラン

- ・アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通原則として「アセットオーナー・プリンシプル」を2024年夏目途に策定
- ・企業年金改革として以下を検討

【DB】資産運用力向上、共同運用選択肢拡大、加入者への運用の見える化の充実

【DC】適切な商品選択に向けた制度改善、加入者への運用の見える化の充実

【その他】企業年金を含む私的年金の更なる普及促進

<委員からの主な意見>

(1)健全化法への対応について

- ・現存基金は健全化法の目的である代行割れが解消しており、労使自治を尊重し、加入者の権利が守られることが大切であり、健全な基金まで解散させる必要はないのではないか(複数の委員から同様の意見あり)
- ・公的年金の公平性及び公共の利益の観点から解散すべき(複数の委員から同様の意見あり)
- ・基金存続のための行政コストが掛かっていることも踏まえ、今すぐ解散は難しいが、将来的な廃止を目指して加入者の利益を考慮しながら引き続き議論が必要(複数の委員から同様の意見あり)

1-5. 第31回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

(2) iDeCoの加入可能年齢の引上げ

- ・ 公的年金の上乗せとの考え方がベースであり、国民年金保険料納付を基本としてiDeCo加入を認めるべき（複数の委員から同様の意見あり）
- ・ 公平性及び制度をシンプルにする観点から公的年金とは切り離して一律にiDeCo加入を認めても良い（複数の委員から同様の意見あり）
- ・ 「資産所得倍増プラン」で70歳までの加入が明示されており、国民年金被保険者とiDeCo加入は切り離して考えることが必要ではないか
- ・ 国民年金保険料の納付を要件とすると確認作業の負荷があり、シンプルな制度設計が必要との要望あり（国民年金基金連合会より）

<今後の予定について>

- ・ 次回の企・個部会の開催時期や内容等は明らかにされておりませんが、次回以降で、今までの議論のまとめを提示する旨、事務局より説明がありました。

<ご参考資料>

- 厚生労働省「第31回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37573.html

- 内閣官房「資産所得倍増プラン」（2022年11月28日）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf

- 内閣官房「資産運用立国実現プラン」（2023年12月13日）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf

- 金融庁「第26回金融審議会市場制度ワーキンググループ、第6回顧客本位タスクフォース合同会合」資料3-2「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(案)」（2024年1月26日）

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/siryoku/20240126/03-2.pdf

1-6. 第12回社会保障審議会年金部会の開催について

- 1月31日、第12回社会保障審議会 年金部会が開催
- 今年の公的年金財政検証における経済前提の考え方(中間報告)について、「年金財政における経済前提に関する専門委員会」から報告がなされるとともに、次期財政検証でのオプション試算等について議論

～以下、メールマガジン「第12回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～
【配信日】2024年2月1日

1月31日、第12回社会保障審議会年金部会(以下、年金部会)が開催され、今年の公的年金財政検証における経済前提の考え方(中間報告)について、「年金財政における経済前提に関する専門委員会(※1)」(以下、専門委員会)からの報告がなされるとともに、次期財政検証でのオプション試算等についての議論が行われました。今回の議論の主な内容をお伝えします。

<今回の議題>

- (1)年金財政における経済前提の在り方について(報告)
- (2)次期財政検証のオプション試算について(これまでの年金部会における議論の振り返りを踏まえて)
- (3)働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について(報告)

<主な内容>(事務局からの説明内容)

- (1)年金財政における経済前提の在り方について(報告)
 - ・専門委員会(2022年11月18日～2023年12月27日の7回実施)で取りまとめられた次期財政検証の経済前提の考え方について中間報告がなされました

【基本的な考え方】

- ・財政検証結果は、将来の状況を正確に見通す予測(forecast)ではなく、現時点で得られるデータを将来の年金財政に投影(projection)するものであり、複数のシナリオを幅広く設定し、幅を持って解釈する必要がある
- ・財政検証は100年にわたる超長期の推計であり、足下の一時的な変動にとらわれず、超長期の視点に立ち妥当と考えられる範囲で設定する必要がある
- ・長期の姿を描く財政検証の性質を踏まえ、運用利回りの前提は短期的な時価変動を平滑化したものと整理し、積立金も平滑化したものを使うことが望ましい

1-6. 第12回社会保障審議会年金部会の開催について

【これまでの財政検証の経済前提】

- ・公的年金は収入・支出共に長期的には賃金上昇率に従って変動する仕組みで、年金財政に影響を与えるのは収入・支出の中で賃金上昇に連動しない部分であり「実質賃金上昇率」と「実質的な運用利回り(スプレッド)」が重要
- ・過去の経済前提を2001～2021年度平均実績と比較すると「実質賃金上昇率(対物価)」は実績より高く、「実質的な運用利回り(スプレッド)」は実績より低く設定されてきた
- ・実質賃金上昇率の設定の基礎である全要素生産性(以下、TFP)(※2)上昇率や労働生産性上昇率の実績は、概ね前提の範囲内だが、低めに位置していた
- ・労働生産性は向上する一方で実質賃金上昇率(対物価)は横ばいで推移し、実績が前提を下回る一因となっていた
- ・実質的な運用利回り(スプレッド)の実績が前提を上回った要因としては、実質賃金上昇率(対物価)低迷に伴う実質的な運用利回り(対賃金)の上昇、GPIFの国内投資対象企業における純利益、純資産の増加が考えられる

【経済モデルの建て方】

- ・これまでの財政検証に用いられてきたマクロ経済に関する試算の基本的な枠組み(経済モデルの建て方)は、今回も基本的には同様の手法を用いる

(今回の主な改善点)

- ・総投資率は、利潤率の変化に一定のタイムラグを置いて同様に变化する動きが確認されたため、利潤率を説明変数とする回帰式により設定する方式に見直すことが適当
- ・利潤率については、資本と労働への分配という観点を踏まえ、GDPから「生産・輸入品に課される税-補助金」を控除する計算式に変更することが適当
- ・異常値の排除には恣意性が入る余地があり、新型コロナウイルスの影響下のデータを除外せずに使用することが適当

【経済前提に用いるパラメータの設定等】

- ・TFP上昇率の設定は、内閣府の中長期試算(※3)とTFP上昇率の実績を踏まえ、足下のTFP上昇率との接続を意識して幅広く複数ケースを設定することが適当
- ・労働投入量は、労働需給推計を基に今回も幅広く設定することが適当
- ・資本分配率と資本減耗率について、今回はバブルを含む30年平均と過去10年平均実績の2パターンを使い分けたが、今回は過去30年からバブル期が外れるため、全ケース共に過去30年平均の実績で設定することが適当
- ・長期の運用利回りは、今回もGPIFの運用実績を基に設定することが適当
- ・実質賃金上昇率と労働生産性上昇率の乖離については、デフレーター作成方法の違いが主要因であり、多くの年においてこの作成方法の違いが実質賃金上昇率にマイナスの影響を与えていることが確認されたため、前回同様に将来にわたり続くことを考慮することが適当

1-6. 第12回社会保障審議会年金部会の開催について

【足下の経済前提の設定】

- ・内閣府の中長期試算に準拠することが適当
- ・一方、足下の運用利回りの設定について、足下と長期の接続が悪いことが確認されたため、長期の経済前提の設定に合わせ、GPIFの実質運用利回りの実績(対物価)を基に設定する方法に変更すべき
- ・足下と長期の経済前提の接続について、TFP上昇率、労働投入量、物価上昇率に加え今回は実質賃金上昇率と実質的な運用利回りの整合性も意識すべき

【経済変動を仮定するケースの設定】

- ・マクロ経済スライドの効果が検証できるよう、前回同様に経済変動を仮定するケースを設定することが適当
- ・国際人口移動の経済前提への影響は、限定的であることが確認できたが、どのように取り扱うかは引き続き検討していくべき課題である

【具体的な経済前提の設定】

- ・パラメータ等の具体的な設定については、今後公表予定の労働力需給推計や中長期の経済試算等を踏まえて改めて専門委員会で議論を行い、年金部会に報告することとする

(2)次期財政検証のオプション試算について

- ・オプション試算については、これまでの年金部会での議論を踏まえ、年金財政に対して一定程度影響があると見込まれるものについて行うものとするが、どのような試算を行うべきか

【参考:2019年財政検証時のオプション試算】

- ・被用者保険の更なる拡大
 - ①企業規模要件を廃止した場合(週20時間以上かつ月8.8万円以上を適用対象)
 - ②賃金要件と企業規模要件を廃止した場合(週20時間以上を適用対象)
 - ③一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合
- ・保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択
(65歳までの保険料拠出期間の延長、65歳以上の在職老齢年金の緩和・廃止等)

【追加試算】

- ・基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

(3)働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催(報告)

- ・働き方の多様化等を踏まえ、被用者保険の適用拡大における今後の課題と在り方について、関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる懇談会を実施する
- ・来月から検討を開始し、今年夏頃に年金部会に報告予定

【検討事項】

- ①短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方
- ②個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方
- ③複数事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカー等、多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方

1-6. 第12回社会保障審議会年金部会の開催について

<出席委員からの主な意見>

(1)年金財政における経済前提の在り方について

- ・日本で実質賃金が上昇していない理由は、GDPデフレーターとCPI(消費者物価指数)上昇率の差がマイナスであることで実質賃金を押し下げていることが要因
- ・女性と高齢者の就業率は頭打ちとなっており、今までとは異なることに留意が必要
- ・今後の労働人口の変化、非正規雇用者の変化等を考慮する必要がある
- ・男女間の賃金差は年金受給額にも影響するため、男女間の賃金差について反映することが必要(事務局から、既に男女間の賃金差については反映済である旨説明あり)
- ・外国人労働者の適用と受給状況については引き続き検討が必要

(2)次期財政検証のオプション試算について

- ・被用者保険の適用拡大、基礎年金拠出期間の延長、在職老齢年金の緩和・廃止について試算すべき(多くの委員から同様の意見あり)
- ・被用者保険の適用拡大について、週10時間以上に拡大した場合の試算もすべき(複数の委員から同様の意見あり)
- ・標準報酬月額の上限引き上げについても試算すべき(複数の委員から同様の意見あり)
- ・老齢年金の特別加算(加給年金等)の縮小・廃止についても試算すべき(複数の委員から同様の意見あり)
- ・試算結果については国民の信頼を得られるような見せ方が大切

※1:本専門委員会は、2024年公的年金財政検証における経済前提等について、年金部会での審議に資するため専門的・技術的な事項について検討を行う専門委員会として設置されたもの

※2:全要素生産性(TFP:Total Factor Productivity)とは、経済成長(GDP成長)を生み出す要因のうち資本、労働以外の要因で技術革新・業務効率化・規制緩和・ブランド価値等がある

※3:「中長期の経済財政に関する試算」は、今後10年程度の日本の経済財政の展望を示すもので、内閣府が年2回「経済財政諮問会議」において公表している

<今後の予定について>

次回の年金部会の開催時期等については明らかにされておりませんが、本日報告された財政検証に用いる経済前提の考え方に基づいて、「中長期試算」及び「労働力需給推計」等を踏まえて、具体的なケース設定について改めて専門委員会で議論し、年金部会に諮ることとされました。年金部会では引き続き、次期制度改正に向けた議論が進められていく見込みです。

<ご参考資料>

○厚生労働省「第12回社会保障審議会年金部会」(2024年1月31日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240131.html

1-7. 第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

- ・ 2月13日、第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ・ 本懇談会の進め方と議論頂きたい事項、働き方の多様化と被用者保険の適用の現状について事務局から説明がなされ、参加委員からそれぞれの課題認識が示された

～以下、メールマガジン「第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について」転載～【配信日】2024年2月14日

2月13日、第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会(以下、懇談会)が開催されました。これは、第12回社会保障審議会年金部会(1月31日)(以下、年金部会)において「働き方の多様化等を踏まえ被用者保険の適用拡大における今後の課題と対応について関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる懇談会を実施する」ことが示されたものです。

今回は、本懇談会の進め方と議論頂きたい事項、働き方の多様化と被用者保険の適用の現状について事務局から説明がなされ、参加委員からそれぞれの課題認識が示されました。今回の議論の主な内容をお伝えします。

<今回の議題>

- (1)本懇談会の開催趣旨と検討事項
- (2)座長の選出について
- (3)働き方の多様化と被用者保険の適用の現状について
- (4)今後の進め方について

<主な内容>(事務局からの説明内容)

(1)開催趣旨

- ・働き方の多様化が進展する中、働き方の選択に中立的な社会保障制度の構築を進めることが求められており、被用者保険(厚生年金保険・健康保険)における適用拡大について、今後の在り方を検討するため、社会保障審議会医療保険部会及び年金部会での検討に資するよう、保険局長及び年金局長の招集により関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる懇談会を開催するもの

【検討事項】

- ①短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方
 - ②個人事業所に係る被用者保険の適用範囲の在り方
 - ③複数事業所で勤務する者、フリーランス、ギグワーカー等、多様な働き方を踏まえた被用者保険の在り方
- (2)座長の選出について
- ・年金部会の部会長でもある「菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授」が選出
- (3)働き方の多様化と被用者保険の適用の現状について

【被用者保険の適用拡大】

- ・2020年年金改正において、①50人超企業の短時間労働者への適用拡大(2024.10施行)、②勤務期間要件を1年以上から2か月超に変更(2022.10施行)、③常時5名以上の個人事業所の強制適用業種に「士業」を追加(2022.10施行)

1-7. 第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

- ・2020年年金改正付帯決議で「個人事業所に係る適用業種の見直しも含め、企業規模要件はできる限り早期撤廃に向け速やかに検討」「労働時間要件や賃金要件に係る適用拡大についても検討に着手し早期に必要な措置を講ずること」と明記
- ・「全世代型社会保障構築会議報告書」(2022.12.16)では、次期年金改正に向けた検討・実施項目として「企業規模要件の撤廃」「常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消」「20時間未満労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への適用拡大」と明記
- ・さらに「複数の事業所で勤務する者(マルチワーカー)で労働時間等を合算すれば適用要件を満たす場合は、実務的課題解決を図り被用者保険の適用検討を進めるべき」とも記載

(4)今後の進め方について適宜

- ・第2～4回: 関係団体へのヒアリング
- ・第5回以降: ヒアリング等の結果及び論点整理により議論の取りまとめを行った後、今年夏以降に年金部会に報告予定

<年金局長及び保険局長からの冒頭挨拶>

- ・働き方に中立的で労働者に相応しい社会保険制度を構築していく必要があり、現場の状況をよく踏まえて丁寧な議論をお願いしたい

<出席委員からの主な意見>

- ・全ての労働者を社会保険の対象者としていく事が必要(複数の委員から同様の意見あり)
- ・適用拡大を進めていく方針は理解するが、事業主のコスト負担も考慮する必要がある負担増となる事業主への財政支援等の検討も必要(複数の委員から同様の意見あり)
- ・適用拡大について50人以下の企業に拡大した場合、今までとは異なる業種が対象となることが見込まれるため丁寧な議論が必要
- ・50人以下の小規模事業主では価格転嫁が出来ずにまだまだ厳しい経済状況であることを考慮する必要がある
- ・保険者のコスト負担について年金と保険では状況が異なる、適用拡大により国保から健保に人が移ると、国保の財政状況は今まで以上に厳しくなることが予想される
- ・適用拡大について、年金と保険では制度の状況が異なるため、同じ適用要件で良いのか、それとも適用要件を分けるのかの議論が必要
- ・複数事業所勤務者への適用拡大については事業主の実務負担の増加も考慮する必要がある

<今後の予定について>

次回の懇談会の開催時期等については明らかにされておきませんが、次回以降は関係団体ヒアリングが実施される予定です。

<ご参考資料>

- 厚生労働省「第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」(2024年2月13日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240131_00002.html

1-8. 第32回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

- 2月27日、第32回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催
- 「健全化法への対応」「議論の中間整理」について議論

～以下、メールマガジン「第32回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について」転載～
【配信日】2024年2月28日

2月27日に第32回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会(以下、企・個部会)が開催され、「健全化法への対応」、「議論の中間整理」について議論されました。主な内容についてお伝えします。

<今回の議題>

- (1)健全化法への対応について
- (2)社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理について

<主な内容>(事務局からの説明内容)

(1)健全化法への対応について

- ・健全化法附則第2条において、法施行後10年を経過する日(2024年3月31日)までに存続厚生年金基金の解散等について検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるとされている
- ・現存する5基金は代行割れが懸念される状況にはないが、今後の対応をどう考えるか
- ・前回部会(2024年1月29日)における委員意見は概ね以下のとおりであった
 - 行政コスト、税制上の不公平感等を考えると、労使での議論を前提として、解散、移行に向けた議論をすべき
 - 労使判断を尊重し、存続要件を満たす限りは存続を認めてもよいのでは
 - 時間をかけて丁寧な議論をすべき

(2)議論の中間整理について

- ・今般これまでの企・個部会における委員の意見を「中間整理」としてとりまとめた今後各論点について更に深掘りしつつ、議論を行っていく
- ・視点1(様々な働き方やライフコースに対応した、公平かつ中立的な私的年金制度の構築)においては、制度の加入条件、拠出や受給のあり方等を議論し、以下のような意見あり
 - 企業型DC拠出限度額における5.5万円の算定式を見直すべき
 - 企業型DCの従業員掛金を事業主掛金の範囲とする制限をなくすべき
一方で、制限をなくすと、事業主掛金が従業員に転嫁される等の懸念あり
 - iDeCo加入可能年齢の引き上げについては、iDeCoを公的年金の上乗せと位置付ける立てつけの下で、どのように解釈するか踏み込んだ議論が必要
 - 特別法人税については、課税凍結解除の影響も含めて議論すべき

1-8. 第32回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

- ・視点2(より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備)においては、私的年金の普及拡大、iDeCo+等を議論し、以下のような意見あり
 - 転職サイトや新卒向けサイトで認知されると、人手不足に対応する方策として前向きに取り組めるのではないかと
 - DCの中途引き出しの対象を広げるべき
 - DBは、退職金由来、労使合意に基づくことを踏まえると、単にDCとの整合性を取るために中途引き出し要件を設けるべきではない
 - 退職一時金等も含めたポータビリティの拡充を推進すべき
- ・視点3(制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備)においては、企業年金のガバナンスや加入者等への情報開示、運用の方法の適切な選択や継続投資教育の他、資産運用立国分科会の議論も踏まえ、DB・DC加入者のための運用の見える化の充実、DB資産運用力の向上、DCでの適切な商品選択に向けた制度改善等を議論し、以下のような意見あり
 - 見える化は、一義的には加入者、受給者のために実施すべき。運用以外にも充実させるべき情報があるのではないかと。真に必要な・有益な情報、他社と比較する目的等を整理すべき
 - DB見える化において、運用結果だけを見える化すべきではない。運用より将来の給付額の見える化を優先すべき。厚生労働省に報告されている事業報告書を参考に他社比較できるデータを示すとよいのではないかと
 - DC見える化については、厚生労働省に報告されている報告書を取りまとめ、厚生労働省が開示してはどうか
 - DC見える化については、運用商品の選定責任を負う運営管理機関主体で対応すべき
 - 選択制DB・DCについては、公的年金給付額が下がる等の影響を従業員に丁寧に説明する必要あり。DBもDCと同様、従業員への説明について法令解釈通知に記載すべき
 - DBでは、リターンを極大化だけでなく、リスクの極小化、目標収益を稼ぐこと、目標からの乖離を小さくすることも運用力の一つ
 - 運用力の向上に関するルールを作り過ぎると、コスト等がかかり、企業年金をやめる企業が出る可能性あり
 - 定年延長等に伴う給付見直しにより減額とならないよう、給付減額判定基準を見直してほしい

1-8. 第32回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

<委員からの主な意見>

(1)健全化法への対応について

- ・原則どおり10年経過までに廃止すべき。健全であることが存続の根拠とはならない
- ・労使で十分に議論する期間が必要であり、一定の期限を示して廃止すべき
- ・健全化法は存続ゼロを目指しているのではない。存続要件を満たせば存続しても問題ない

(2)議論の中間整理について

<中間整理の文言の加除訂正についての意見は記載略>

- ・今後の議論において、企業型DC拠出限度額における5.5万円と絡めて、望ましい上乗せ水準(公的年金と併せて退職前給与の6割)の意味や根拠を考えてはどうか
- ・今後の議論において、具体的な実務を踏まえた検討も大事

<今後の予定について>

- ・次回の企・個部会の開催時期や内容等は明らかにされておりませんが、2024年度の部会では議論の中間整理を踏まえ、各論点を更に深掘りしつつ、議論するものとされました。

<ご参考資料>

厚生労働省「第32回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会」資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38068.html

1-9. 第2回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

- ・ 3月7日、第2回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ・ 被用者保険の適用拡大について、関係団体からのヒアリングと質疑応答・意見交換がなされた

～以下、メールマガジン「第2回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について」転載～【配信日】2024年3月11日

3月7日、第2回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会（以下、懇談会）(注1)が開催されました。

今回は、被用者保険の適用拡大について、関係団体(※)からのヒアリングと質疑応答・意見交換が行われました。

(※)一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会(注2)

特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ(注3)

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会(注4)

<今回の議題>

○関係団体からのヒアリング

<関係団体からの説明概要>

(1)一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会

- ・ 公益財団法人介護労働安定センターの介護労働実態調査によると介護事業者の45.8%が50名未満の法人事業所で、1週間の所定労働時間20時間未満は15.5%
- ・ 東京都では最低賃金が1,113円であるため週20時間以上で8.8万円以上となる
- ・ 被用者保険の適用については、労働時間や企業規模を問わず全ての就労者を適用するシンプルな仕組みがよい

(2)特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ

- ・ 当団体実施のアンケート調査結果によると、被用者保険の適用拡大の経験者は35%で、このうち「良かった」の割合が41%で、「良くなかった」26%より多い
- ・ パートタイムの人の割合は70%で、理由は「育児等の事情」が最も多く54%
- ・ 被用者保険に加入している人の割合は59%で、国民年金第1号被保険者加入は38%で、このうち国民年金の免除申請者は25%
- ・ 被用者保険に加入していない人のうち、被用者保険の加入希望者の割合は59%
- ・ 被用者保険の適用拡大について、ひとり親の意見は様々で賛否は分かれている
- ・ 被用者保険でも第1号被保険者の免除制度のようなものが考えられないか

1-9. 第2回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

(3)一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

- ・フリーランスとは、特定の企業や団体、組織に専従せず、独立した形態で自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る人(特定受託事業者)
- ・独立、副業の敷居が低下し、フリーランスは増加傾向にある
- ・2023年就業構造基本調査によると、フリーランスは257万人(内副業48万人)
- ・フリーランスでも労働者性が認められれば「労働者」に該当し、労働関連法が適用される
- ・当協会アンケート調査によると、社会保障を必要と感じている割合は95.7%で厚生年金への加入意向は49.4%

<出席委員からの主な意見>

- ・被用者保険の適用拡大を進めていくべきであるが、適用拡大による影響への考慮と支援が必要な人への検討が必要(非課税最低限度や児童手当の引上げ等)(複数の委員から同様の意見あり)
- ・被用者保険の適用拡大を進めるには、被用者の保険料の負担感への考慮が大事

<今後の予定について>

次回懇談会は、引き続き関係団体ヒアリングが行われます(2024年3月18日開催予定)

注1: 第12回社会保障審議会年金部会(1月31日)において、働き方の多様化等を踏まえ被用者保険の適用拡大における今後の課題と対応について関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる懇談会を実施することとされたもの

注2: 民間企業の介護事業者(主に在宅介護)を支援する一般社団法人

<https://minkaikyo.info/>

注3: ひとり親を支援する認定NPO法人(認定特定非営利活動法人)

<https://www.single-mama.com/>

注4: フリーランスで働く方を支援する非営利団体

<https://www.freelance-jp.org/>

<ご参考資料>

○厚生労働省「第2回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」(2024年3月7日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240131_00003.html

1-10. 第1回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について

- 3月7日、アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会が開催
- 作業部会の体制と基本的な考え方が説明され、主に生命保険会社における資産運用の実態報告と、今後の論点について議論

～以下、メールマガジン「第1回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について」転載～
【配信日】2024年3月11日

3月7日、アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会（以下、作業部会）が開催されました。本作業部会は「資産運用立国実現プラン」（2023年12月13日）において、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を今年夏目途に策定する」と明記されたため、実務レベルの検討を行うべく、資産運用立国分科会の下に設置されたものです。

今回は、作業部会の体制と基本的な考え方が説明され、主に生命保険会社における資産運用の実態報告と、今後の論点について議論が行われました。

なお、当日の議論は非公開となっており、HPへの資料掲載のみとなっております。

<今回の議題>

- (1)アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の検討体制について
- (2)アセットオーナー・プリンシプル策定に向けた基本的考え方（内閣官房）
- (3)生命保険会社の資産運用に係る実態について（金融庁）
- (4)本日の論点

<主な内容>

- (1)作業部会の検討体制について
 - ・神作裕之学習院大学大学院法務研究科教授を座長に、4名の有識者および関係機関（内閣官房、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、中小企業庁）を構成員として検討実施
- (2)アセットオーナー・プリンシプル策定に向けた基本的考え方（内閣官房）
 - ・「新しい資本主義」の実現に向けて、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、「成長と分配の好循環」を実現していくことが重要
 - ・これまでの「資産所得倍増プラン」や「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」に加えて「資産運用立国実現プラン」を策定
 - ・この中で、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を今年夏目途に策定する
 - ・アセットオーナーは、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用する目的に基づき目標を定め、運用を実現するための委託先を厳しい眼で見極める、といった運用力を高度化していくことが求められる
 - ・アセットオーナーがそれぞれの運用目的・目標を達成し、受益者等に適切な運用の成果をもたらす等の責任を果たす観点から、共通して求められる役割がある

1-10. 第1回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について

(2)生命保険会社の資産運用に係る実態報告(金融庁)

○運用の基本的考え方

- ・保険契約者からの保険料が原資であり、長期・安定的な収益確保が目的
- ・安全性の確保のため、厳格な資産運用リスク管理を実施
- ・生命保険事業の使命や公共性をふまえ、責任投資を積極的に推進

○運用体制とリスク管理体制

- ・運用部門にアセット(国債・社債・株式・不動産等)毎の専担部門を設置
- ・資産運用体制強化のため、外部資産運用会社等へのトレーニー派遣や人事ローテーション等により、高度な専門性を有する人材を育成
- ・リスク管理部門は、資産運用リスクにかかるリスク量の計測やリスク・リミットの状況等について定期的なモニタリングを実施、経営部門へ報告

○外部資産運用業者の活用

- ・外国クレジットやオルタナティブ資産等について外部資産運用業者を活用
- ・一部では、海外の子会社・関連会社を活用し、運用委託を実施

○資産運用の高度化の取組み

- ・「資産運用立国実現プラン」において、①グループ内の資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付け、②運用力向上、③ガバナンス改善・体制強化を図るためのプランの策定・公表を要請し、日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命が公表

○責任投資活動

- ・多くでステewardシップ・コード受入れ表明の他、大手中心にPRIに署名

○情報開示

- ・法令で事業年度毎に資産運用状況(有価証券の残高や資産運用利回り等)について開示
- ・法定開示に加え、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた「ディスクロージャー開示基準」を作成して公表

○資産運用状況

- ・超長期国債を保有することで資産負債の総合的な管理を実施
- ・近年は、外国証券、オルタナティブ投資及びESG投資での運用が増加

1-10. 第1回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について

(3)本日の論点

○形式について

- ・対象のアセットオーナーを個別に列挙する形(公的年金、共済組合、企業年金、保険会社等)が良いか、あるいは、広くアセットオーナー全般を念頭に策定し、個々のアセットオーナーが受け入れるか否かを判断できるような形が良いか
- ・対象となるアセットオーナーに原則の全ての項目が適用される形が良いか、あるいは、対象となるアセットオーナーが個別事情に照らして項目毎に採否を選択できる「コンプライ・オア・エクスプレイン」の形が良いか

○内容について

- ・運用目標や運用方針の設定に関する事項
- ・資産運用力の向上に関わる事項(人材育成等の態勢整備、運用委託先の選定等)(※)
- ・関係者のための見える化に関わる事項(※)
- ・投資先企業への積極的な働きかけに関する事項
- ・その他(例えば、本日の生命保険会社に関する説明を踏まえて考えられる、他のアセットオーナーにも押し広げられる課題など)

(※)資産運用立国実現プランの中で企業年金改革に記載された項目に関連するもの

<今後の予定について>

- ・次回の作業部会の開催時期や内容等は明らかにされておりませんが、2024年夏に向けて引き続き議論が進められていくものと見込まれます。

<ご参考資料>

○第1回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会 (2024. 3. 7)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/asset_dai1/index.html

○資産運用立国実現プラン

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf

1-11. 2024年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の改正について

- 2024年度における継続基準の下限予定利率、非継続基準の予定利率を改正
- 継続基準の下限予定利率は年0.1%、非継続基準の予定利率は年0.86%

三菱UFJ年金ニュースNo.544【配信日】2024年3月12日

ポイント

- 2024年度のDB年金における継続基準の下限予定利率(※1)、非継続基準の予定利率(※2)は以下のとおりです。
- 継続基準の下限予定利率: 年 0.1%
- 非継続基準の予定利率 : 年 0.86% (0.36~1.36%)

※1 [令和6年3月8日告示第72号](#)

※2 [令和6年3月8日告示第71号](#)

予定利率の設定方法と履歴

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準に設定されています。
- ✓ 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均を勘案して設定されています。

年度	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準(※3)
2020	▲0.1%	0.81% (0.31%~1.31%)
2021	0.0%	0.63% (0.13%~1.13%)
2022	0.0%	0.66% (0.16%~1.16%)
2023	0.0%	0.71% (0.21%~1.21%)
2024	0.1%	0.86% (0.36%~1.36%)

※3 非継続基準の予定利率は、

[基金型] 代議員会の議決
[規約型] 被保険者等の過半数で
組織する労働組合等の同意

を得ることを前提に、括弧書きの範囲での設定が可能です

1-12. 第13回社会保障審議会年金部会の開催について

- 3月13日、第13回社会保障審議会 年金部会が開催
- 次期制度改正に向けて、これまでの年金部会で追加で検討が必要な「遺族厚生年金等の見直し」「保険料拠出期間延長」等についての議論が行われるとともに、「国民年金第1号被保険者の育児期間の保険料免除措置の法律案等の概要」及び「若者への年金広報・教育」について報告がなされた

～以下、メールマガジン「第13回社会保障審議会年金部会の開催について」転載～
【配信日】2024年3月14日

3月13日、第13回社会保障審議会 年金部会(以下、年金部会)が開催され、次期制度改正に向けて、これまでの年金部会で追加で検討が必要な「遺族厚生年金等の見直し」「保険料拠出期間延長」等についての議論が行われるとともに、「国民年金第1号被保険者の育児期間の保険料免除措置の法律案等の概要」及び「若者への年金広報・教育」について報告がなされました。

今回の議論の主な内容をお伝えします。

<今回の議題>

- (1)これまでの年金部会における議論で追加で検討が必要な事項(遺族年金等)
- (2)脱退一時金等の取り扱いについて
- (3)子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(国民年金第1号被保険者の育児期間の保険料免除措置)について(報告)
- (4)子ども・若者への年金広報・教育について(報告)

<主な内容>(事務局からの説明内容)

- (1)これまでの年金部会における議論で追加で検討が必要な事項
 - ①遺族厚生年金等の見直しにおける次の論点についてどう考えるか
 - ・遺族厚生年金における受給権発生に係る年齢要件の男女差の解消
 - ・現役期の子のない妻に対する遺族厚生年金の有期化及びこれに関連する高齢期の所得保障
 - ・有期化に関連する遺族厚生年金における収入要件の見直し
 - ・長期要件該当の遺族厚生年金と既に現行制度による遺族厚生年金を受給している方の取扱い等
 - ・遺族厚生年金の中高齢寡婦加算と国民年金法による寡婦年金の取扱い
 - ②基礎年金の保険料拠出期間延長に関連して次の論点についてどう考えるか
 - ・60歳代前半で老齢基礎年金を繰上げ受給している場合の取り扱い
 - ・国民年金第3号被保険者の60歳以降の取り扱い
 - ・65歳時点で基礎年金満額に達していない者の65歳以上の任意加入の取り扱い
 - ・60歳代後半の厚生年金被保険者の国民年金第2号被保険者としての取り扱い

1-12. 第13回社会保障審議会年金部会の開催について

(2)脱退一時金等の取り扱いについて

- ・脱退一時金は日本国籍を有しない方が国民年金又は厚生年金保険の資格を喪失し、日本国内に住所を有しなくなった場合に本人の請求に基づき一時金を支給
- ・脱退一時金は在留資格に関係なく日本国籍を有しないことが受給要件の一つで永住者も脱退一時金を請求し得る
- ・出国形態について限定はなく、永住者の在留資格を失う場合でなくても、脱退一時金の受給が可能
- ・この現状に対して、2023年10月24日の衆議院本会議において永住資格がある外国人が脱退一時金を受給して帰国後、再入国して生活保護を受給することが可能であるとの指摘があり、制度改善について本部会で検討課題とされたもの

(3)子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(国民年金第1号被保険者の育児期間の保険料免除措置)について(報告)

- ・以下の内容で改正法案が本国会に提出された(2月16日)

【改正法案の概要】

- ・国民年金第1号被保険者について子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設(産前産後免除が適用される実母の場合は産前産後免除期間に続く9ヶ月が対象期間)
- ・子を養育する国民年金第1号被保険者の父母(養父母を含む)共に対象とする
- ・育児期間中の経済的給付相当の支援とし「所得要件」「休業要件」は設けない
- ・育児期間免除の対象期間における基礎年金額については満額を保障する
- ・財源は「こども・子育て支援金」を充てる
- ・施行日は2026年10月1日

(4)こども・若者への年金広報・教育について(報告)

- ・大学生向け年金対話集会を2023年度は36大学で実施(約1,200名の学生参加)
- ・2024年度は、年金制度改正と関連した意見聴取を行うとともに、幅広い年齢層から意見を聴くため、中高生向けの年金対話集会を実施

<出席委員からの主な意見>

(1)遺族年金等について

- ・受給権発生に係る年齢要件の男女差の解消は必要との意見が多数
- ・現役期の子のない妻に対する遺族厚生年金の有期化についても賛成多数
- ・収入要件については廃止との意見がある一方、有期と終身では分けて考える必要があるとの意見もあり
- ・長期要件該当の遺族厚生年金は現状維持との意見が多く、既に現行制度による遺族厚生年金受給者への配慮が必要との意見も多数
- ・遺族厚生年金の中高齢寡婦加算と国民年金の寡婦年金は廃止との意見あり

1-12. 第13回社会保障審議会年金部会の開催について

(2)基礎年金の保険料拠出期間延長について

- ・60歳代前半で老齢基礎年金を繰上げ受給者している者も保険料拠出対象者とすべきとの意見が多数
- ・65歳時点で基礎年金満額に達していない者については65歳以上での任意加入を認めても良いとの意見が多数
- ・60歳代後半の厚生年金被保険者は、国民年金第2号被保険者として良いのではないかとの意見と、配偶者が第3号被保険者となることの是非を含めて慎重に検討すべきとの意見あり
- ・国民年金第3号被保険者の60歳以降の取り扱いについては、60歳までとすべきとの意見と、65歳までとして良いのではないかとの両意見あり
- ・国民年金第3号被保険者の扱いは適用拡大により縮小方針であるため残った第3号被保険者の特性を踏まえて慎重に議論すべきとの意見あり

(3)脱退一時金等について

- ・脱退一時金は例外規定であり支給要件は見直す必要はなく、社会保障協定の拡充で対応すべきとの意見が多数
- ・一方、脱退一時金について永住権の喪失を要件とすべきではない、永住権がある場合のみ脱退一時金の支給制限を検討したらどうか、永住者が出国時に脱退一時金を留保する仕組み等が考えられないかとの意見もあり

<今後の予定について>

次回の年金部会の開催時期等については明らかにされておりませんが、引き続き、次期制度改正に向けて議論が進められていく見込みです。

<ご参考資料>

○厚生労働省「第13回社会保障審議会年金部会」(2024年3月13日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240313.html

1-13. 第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

- ・ 3月18日、第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会が開催
- ・ 前回に引き続き、被用者保険の適用拡大について関係団体からのヒアリングと質疑応答が行われた

～以下、メールマガジン「第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について」転載～【配信日】2024年3月21日

3月18日、第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会（以下、懇談会）(注1)が開催されました。

前回に引き続き、被用者保険の適用拡大について関係団体(※)からのヒアリングと質疑応答が行われました。

(※)日本チェーンストア協会、一般社団法人日本惣菜協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会、UAゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)

<今回の議題>

○関係団体からのヒアリング(その2)

<関係団体ヒアリングの概要>

(1)日本チェーンストア協会

- ・ 通常会員は、チェーンストア(注2)を営む小売業法人で11店舗以上又は年商10億円以上の事業会社53社、従業員48万人のうちパートは87%の41万人
- ・ 2016年の適用拡大では長時間化する層と20時間未満に抑制する層に2分化
- ・ 年代、世帯、労働可能時間等の個人事情や地域状況によって社会保険に加入するメリット・デメリットは異なる
- ・ わかりやすい制度かつ加入モチベーション向上につながる仕組みが必要

【委員からの質問への主な回答】

- ・ 事業主側は人手不足で働き手を求めているが、働く側が適用拡大を求めている場合がある(特に50～60歳代の主婦等)
- ・ 事業主側は適用拡大のメリットを説明しているが、働く側で手取りが減少することを回避している
- ・ 基本的な考え方として企業規模要件は撤廃した方が良いが、中小企業への何らかの助成措置が必要

(2)一般社団法人日本惣菜協会

- ・ 惣菜事業(注3)は、主婦、定年退職者等の短時間労働者が主な働き手である
- ・ 企業規模は100人以下が約6割
- ・ 適用拡大については手続きの簡素化と分かりやすい説明資料が必要

【委員からの質問への主な回答】

- ・ 就業調整は「いわゆる年収の壁」が原因であり特に主婦が多い
- ・ 収入が増えれば、時間を減らして年収を調整している
- ・ 事業主としては、より長い期間、より長時間で働いてもらいたい

1-13. 第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について

(3)一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

- ・基本的に正社員が中心であるが、人手不足対策としてパート・アルバイトの「定時制乗務員」(主に定年退職者等)を採用している
- ・定時制乗務員のうち、65歳以上が8割以上で、70～75歳が40.9%を占める

【委員からの質問への主な回答】

- ・実際には週20時間未満の勤務者は約2割で、20時間を超えれば被用者保険の適用となる

(4)UAゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)

- ・組合員186万人のうち短時間労働者は約6割(112万人)
- ・短時間労働者が多いのはスーパーマーケット業界
- ・短時間・契約労働者の既婚女性で夫が正社員の場合、36.7%が年収調整をしており年収調整者の年収は100万円未満が46.2%、100～129万円が49.4%と9割超
- ・企業規模により適用要件が変わることは、労働者にとって不合理で不平等
- ・また、雇用主が法人か個人かで適用が決まるのも労働者にとって不平等
- ・法定最賃が時給1100円を超えれば週20時間で月額8.8万円を超えるため、法定最低賃金をスピード感をもって引き上げていくことが必要
- ・働き方に中立となるよう、適用拡大のスケジュールを早期に示すことが大事

【委員からの質問への主な回答】

- ・適用拡大について、特に主婦層では年金は将来の年金額の増加につながるためメリットと捉える場合もあるが、健康保険の適用はメリットと捉えられていない

<今後の予定について>

次回の懇談会の開催時期は未定ですが、引き続き関係団体ヒアリングが行われる予定

注1: 第12回社会保障審議会年金部会(1月31日)で、働き方の多様化等を踏まえ、被用者保険の適用拡大における今後の課題と対応について関連分野の有識者や労働者・使用者団体等からなる懇談会を実施することとされたもの

注2: 「チェーンストア」とは、食品スーパー、総合スーパー、生協、ホームセンター、100円ショップ等の小売業者(イオン、ダイエー、ゼンショー、キャンドゥ等)

注3: 「惣菜」とは、「炊く、茹でる、揚げる、炒める、煮る、焼く、蒸す等」の加熱調理等により、すぐに食べられるよう加工した食品(お弁当や調理パン等含む)

<ご参考資料>

○厚生労働省「第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」(2024年3月18日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_20240131_00005.html

2. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2024年1月～3月)

3. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2024年1月～3月)

配信日	タイトル	公的年金 企業年金	その他
12月28日(*)	社会保障審議会「第7回年金財政における経済前提に関する専門委員会」開催	○	
1月15日	日本とイタリアとの社会保障協定が2024年4月に発効	○	
1月23日	公的年金の2024年度の年金額改定について	○	
1月30日	金融審「市場制度ワーキング・グループ(第26回)」および「顧客本位タスクフォース(第6回)」合同会合～	○	
1月30日	第31回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	○	
2月1日	第12回社会保障審議会年金部会の開催について	○	
2月14日	第1回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	○	
2月28日	第32回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	○	
3月11日	第2回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	○	
3月11日	第1回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会の開催について	○	
3月12日	2024年度下限予定利率および非継続基準の予定利率の改正について	○	
3月14日	第13回社会保障審議会年金部会の開催について	○	
3月21日	第3回働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会の開催について	○	

*は前回の三菱UFJ年金ニュース特別版(2023.10～2023.12)発行後に発行された情報です。

三菱UFJ信託銀行株式会社 トータルリワード戦略コンサルティング部
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5 三菱UFJ銀行本館ビル

www.mufg.jp